

第6次焼津市総合計画策定市民会議事前研修会

平成28年5月15日(日)
未来創造部 政策企画課

説明内容

1 総合計画を知ろう

2 市民会議の役割

3 市民会議の進め方

4 参考

1 総合計画を知ろう

総合計画とは

・総合計画は、「**行政経営の根幹**」であるとともに、市民や事業者などと共通して取り組む「**まちづくりの指針**」となるものです。

具体的には、「**市が目指す理想的な将来のまちの姿(構想)を示す**」とともに、「**それを実現するためのまちづくりの方向性(政策・施策等)を示す**」計画です。

これを総称して「**総合計画**」と呼んでいます。

(※政策・施策等とは、まちづくりの目標や福祉、都市基盤、教育、産業、環境など、市民生活にかかわる広範囲なまちづくりを計画的、効率的に行うための基本的な考え方を示します。)



総合計画は、ストーリー性のある「**まちづくりの物語**」



総合計画と行政評価の位置づけ

地方自治法(昭和22年)

改正(昭和44年)→「基本構想」の策定義務

改正(平成23年)→「基本構想」の策定義務廃止(地方分権・地域主権・立法権の分権)



焼津市自治基本条例(平成26年10月1日施行)

第6章 市政運営

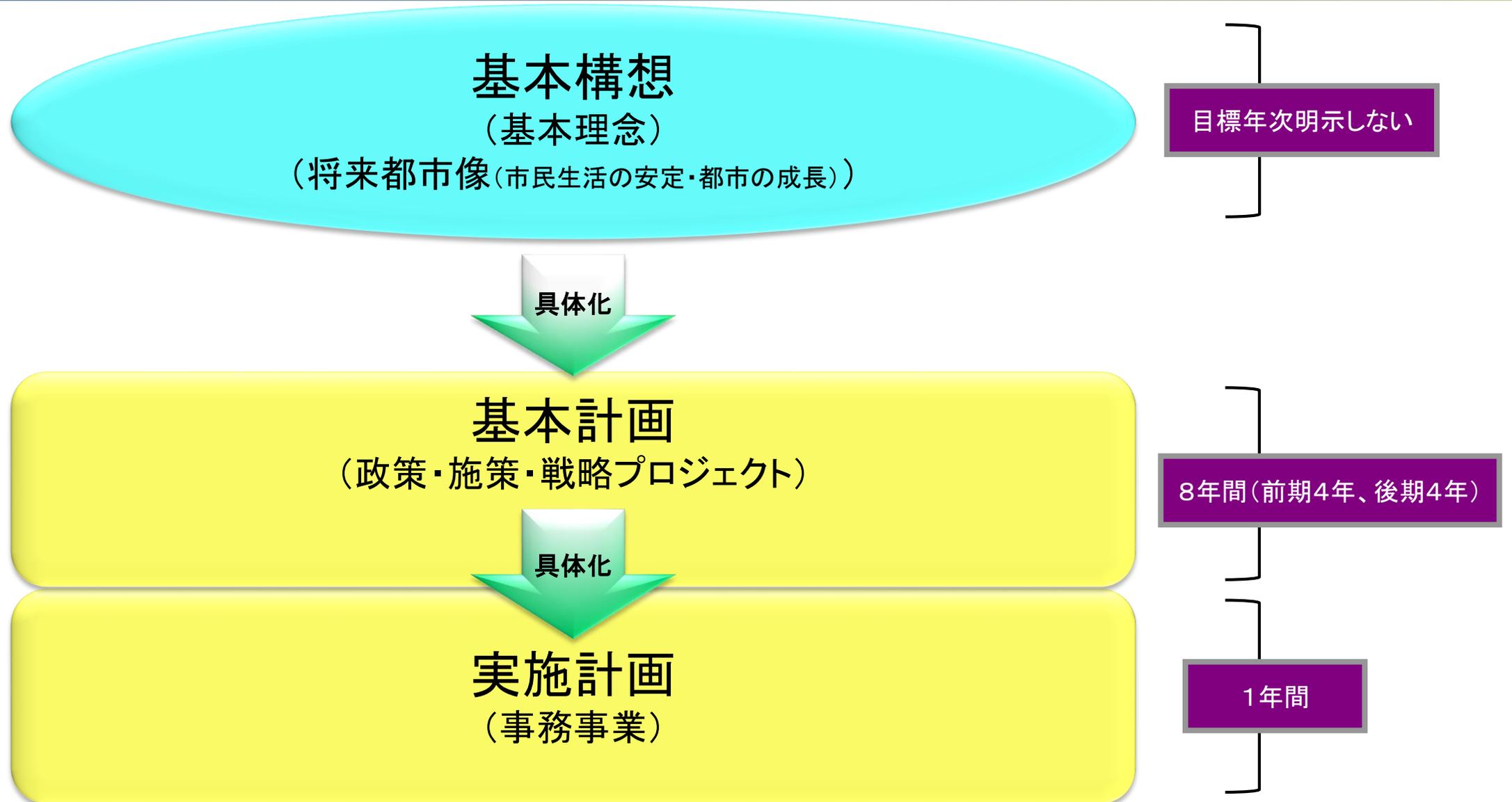
第21条(総合計画)

- ◆ 市長は、市政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具現化するための計画(以下「総合計画」といいます。)を策定します。
- ◆ 2 市長は、総合計画の策定に当たっては、市民の参加のもとに十分話し合い、総合計画に市民と市長等の役割分担について、明記します。
- ◆ 3 市長は、基本構想の策定及び変更に当たっては、議会の議決を得なければなりません。

第22条(行政評価)

- ◆ 市長等は、効率的かつ効果的にまちづくりの課題解決を図り、市民にとっての成果を高めるために、行政評価による計画・実行・評価のマネジメント・サイクルに基づく市政運営を行います。
- ◆ 市長等は、行政評価の結果を市民にわかりやすく公表します。
- ◆ 市長等は、行政評価を活用し、総合計画の策定及び進行管理を行います。

「第6次総合計画体系図のイメージ」



第5次焼津市総合計画の「施策体系」【参考】

基本構想(23年度～30年度)

後期基本計画(26年度～30年度)

実施計画(3年間のローリング)

(施策) 32本

122本

(約900本)

3 施策の体系

第5次焼津市総合計画後期基本計画 施策の体系図



基本事業

事務事業

事務事業

事務事業

総合計画にまとめる部分

基本構想

基本構想は、市全体として目指す理想的な将来のまちの姿(将来都市像)と、将来の姿を目指す上で、根底におかなければならないまちづくりの基本的な考え方(基本理念)を示すものです。(※“こんな市になったらいいな”という理想の市の姿(状態)や目標)

具体的に「何か、こんなものができたらいいな・・・こんな取組ができたらいいな・・・」というような手段や方法を示すものではなく、大きな枠組みによって、まちに住む人や将来まちに住んでいただきたい人、来てもらいたい人が、幸せや将来のまちの成長が実感できるような、焼津らしい都市の姿がイメージできる目標を示すものです。

具現化

基本計画

基本計画は、基本構想を実現するため、その手段となるまちづくりの基本を枠組み(政策、施策、戦略プロジェクトの柱立て(体系))として示し、施策ごとに基本的な取組方向を示すものです。

また、これらの政策、施策を合理的に推進するための内部管理の方策の大綱(例えば、行政運営、財政、協働、情報など)を示すものです。

物語

やいちゃんの想像



朝目覚めたら、鳥の鳴き声がきこえる。太陽の陽が差し込む。窓を開けるとキラキラした海、そして潮の匂いを感じる。朝ごはんは、地元でとれた新鮮な野菜やお魚。「おいしいな。農家や漁師のおじさん自然の恵みをありがとう。」「私も将来は地元のために働きたいな。」、玄関を出ると近所のおじさんが「こんにちは」と声をかけてくれる。車いすに乗った足の不自由な人が段差もない道を不自由なく動き回っている。水辺がある公園では、子どもたちが元気いっぱい遊んでいる。近所のおばさんが、小さな子どもをつれたお母さんに「また、気軽にお遊びにおいで」と声をかけている。みんなで見守っている。わたしは、みんなが親切でやさしい、幸せを感じるまちに住み続けたいと思っている。



みんながやさしい、幸せを感じられるまち

将来都市像

基本構想

将来像を実現をする上で大事にしなければいけないこと、忘れてはいけないこと

基本理念



基本計画
(政策・施策)

福祉

都市基盤

教育

産業

環境

行政

- ・物語に登場するものは何か？対象は何か？人・モノ・カネ
- ・今はどういう状態なのか？（現状）
- ・目指す姿になるためには何が課題となっているのか？（課題）

現状・課題



- ・課題を解決するためには、どのような活動（取組）が必要なのか？（政策・施策）
- ・課題を解決するためには、誰が何をどのように活動するのか？（役割分担）

基本的な活動方向・
役割

総合計画の「まとめ」

- 総合計画は、まちづくりの指針、方向性を示すもの。(ストーリー性がある、物語のようなもの)
- まちづくりは、市民生活や地域社会の課題を解決するための活動(話し合っ解決していく過程)や、まちの魅力を高めるための活動。
- 総合計画の基本構想には、基本理念と将来都市像を示す。
- 基本理念は、将来都市像を実現する上で、すべての分野のまちづくりの根底となる基本的な考えを示すもの。(物語やストーリーに欠かせない大事なもの、大切にすべきこと。忘れてはいけないこと。)
- 将来都市像は、市全体として目指すべき将来の姿を示すもの。(こうありたい、こうあり続けたいというような、希望、思い、願いを示す。物語、ストーリーの題名、タイトル、キャッチフレーズのようなもの。)

2 市民会議の役割

設置目的

・市民会議は、総合計画の策定にあたり、「策定段階から広く市民の参画を得て、市民意見や提案を反映する取組の一環」として、設置するものです。

市民会議委員の対象

・多様な市民の意見を得るため、住民基本台帳から18歳以上の市民1,000人を無作為抽出し、「公募の案内によって参加意思を示された市民」で編成されています。

市民意見の反映の考え方

・「市民意見の反映」とは、市民の意見や提案を把握し、多様な意見を調整して、まとめていくもので、総合計画(基本構想・基本計画)には、市民の意見や提案そのものの内容が具体的に掲載されるものではありません。

・また、意見が必ずしもすべて計画に反映されるものではありません。

・対話を通じた合意形成が大切なんだね。



役割

・市民会議は、参加する皆さんが日頃から抱いている「“こんな市になったらいいな。”“こんな市にしたい。”という理想の市の姿や、日頃感じているまちづくりの課題を解決していくためには、“何が必要で”、“これを市民、事業者、行政がそれぞれの役割として、どう取り組むべきか。”といったことを行政とともに考え、議論してまとめ、市長へ提案(提言)していく役割を担っています。

意見の出し方の基本的な考え

・意見には、その考え(理由)や背景があり、それを共有することが大事です。なぜ、そう思うのか?という市の未来の展望(人口等のデータを基に課題を予測)を踏まえ、その課題を解決するための、市の振興発展に向けた意見が必要となります。

市民会議の話し合い3原則

- ①対等な立場で、お互いの話をよく聞いて議論する。
- ②それぞれの発言の自主性を尊重する。
- ③非難や愚痴、文句ではなく、建設的な意見を交換する。

・限られた時間内で、話し合いの成果を出す必要があるんだね。



3 市民会議の進め方



市民会議ワークショップ

- ・市民会議は、ワークショップ形式で行い、6つのグループに分かれて議論を行います。
- ・そこで、参加する皆さんが意見交換し、共通の課題やその解決策のアイデアを出し合い、対話を重ねながら提案としてまとめることをねらいとします。

ワークショップのルール

気楽に

楽しく

中身濃く

- ・自分ばかり話しません。(限られた時間内で多くの人の意見が聞けるように、簡潔に話しましょう。)
- ・頭から否定しません。(対等な立場で、お互いの話をよく聞いて、それぞれの意見を尊重しましょう。)
- ・楽しい雰囲気大切にします。(お茶やお菓子を食べながらちょっとしたカフェの気分で楽しく。)



役割を決めよう

- ・全体会議の運営、進行は、市役所の職員が行います。
- ・グループごとの進行役・調整は、市民ファシリテーターが行います。
- ・全体会議の中立的な立ち合い人として、まちづくりの専門家のオブザーバーを設置します。
- ・皆さんには、会議を始める前に、必ず書記と発表者を決めてもらいます。

進行役

書記

発表者

意見集約の方法

カード

意見

積上げ

・ワークショップの中にはいくつかの手法があります。よく用いられるのがKJ法による情報の収集方法です。たくさんの情報が集まると、それをどうまとめたらいかがが問題となりますが、このようなときにカード(付せん)を使って情報を集約する方法です。具体的には、意味や内容の近いカードをグループ化しながら、それに標題(キーワードやタイトル)をつけていき、全体の意味や内容を統合した一文を導き出します。これによって参加者全員の情報を生み出すとともに、情報の共有化を図ります。

会議の基本的な流れ



オリエンテーション
(目的の共有)



話し合い
(意見を出す)



まとめ
(収束)



発表
(共有・決定)

市民会議の進め方

KJ法の進め方

STEP1 (検討するテーマから意見を書く)

・グループのメンバーは、それぞれカード(付せん)にこんなまちになったらいいなど考えることを記入します。必ず1枚に1つの意見をヨコ書きで書きます。

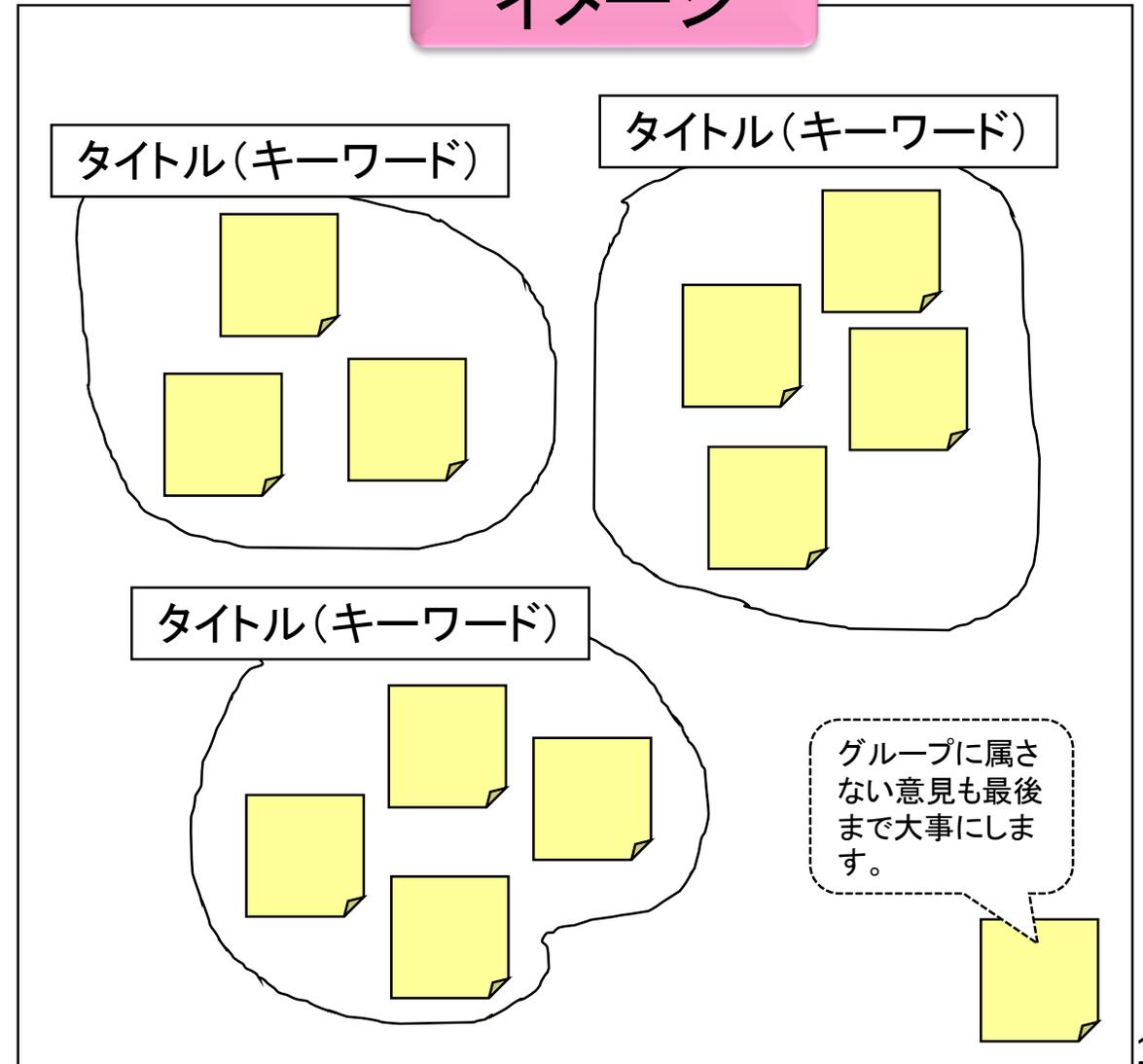
STEP2 (グルーピング)

・メンバーに1枚ずつカードを読み上げてもらいながら、意味や内容の近いカードに寄せながらグルーピングします。なお、この時、メンバー1人ひとりの思いを大切に、1枚1枚の意見をよく吟味していくこととします。

STEP3 (グループにタイトルをつける)

・グルーピングされたものにタイトル(キーワード)をつけていきます。

イメージ



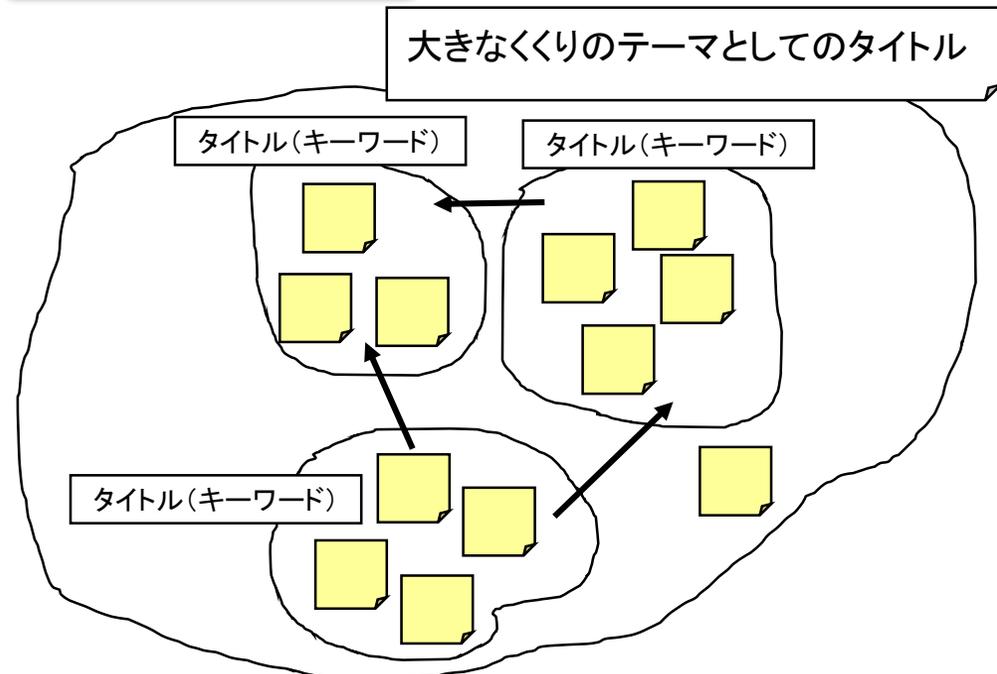
市民会議の進め方

KJ法の進め方

STEP4 (課題を集約し、テーマを設定する)

・グルーピングされたものを、関係線を書き込み、大きなくくりでもってテーマとしてのタイトルをつけます。
(※全体の意味や内容を統合した一文を導き出します。)

イメージ



STEP5 (テーマに基づき解決策を提言する)

※この作業は、施策の検討時に行います。

テーマ1 ○○○○○

	市民が	地域が	行政が
だれが			
どこで			
何を			
どのように			

作業手順

総合計画は、市全体として目指す理想的な将来のまちの姿(将来都市像)や、将来の姿を目指す上で、根底におかなければならないまちづくりの基本的な考え方(基本理念)を示す「基本構想」と、基本構想を実現するための「まちづくりの方向性(福祉、都市基盤、教育、産業、環境など)を示す「基本計画」でまとめられます。

全体の基本的な作業手順

①基本構想の素案づくり
(将来都市像、基本理念)



②基本計画の検討

福祉

都市基盤

教育

産業

環境

行政

基本構想

- 最初に、基本構想(将来都市像、基本理念)をまとめていきますが、いきなり将来像を考えるのは難しいので、まずは、焼津市のまちづくりの将来見通しや、現状・課題を洗い出した上で、課題を解決するための基本的な取組方向について、グループごとに話し合っていきます。
- それをもとに、皆さんの言葉で、「理想とする焼津市のまちづくりの物語」の作成を行います。(※想像を膨らませて、楽しく、こんなまちになったらステキだなという理想とするまちの姿を描いていきます。)
- グループごと作成した「物語」から将来像につながる重要なキーワードを抽出します。
- キーワードをもとに、「タイトル案(将来都市像)」を導き出していきます。
- グループごと作成した「物語」から共通するキーワードを共有します。そして、6つの案から3つの案に候補を絞り、最終的に1つの案としてまとめ、決定していきますが、まとめにあたっては、ふさわしいキーワードであるか、候補にならなかった案の中にも重要なことがないかなどの調整をしていきます。
- 基本理念については、将来像を実現する上で、大切にしなければいけないこと、忘れてはいけないこと、守るべきことを検討します。その中から理念につながるキーワードを抽出しまとめていきます。

6/19(日)
第1ステージ

～これまでとこれからの見通しの共通認識と市の影響について考える～

- ①オリエンテーション
・市長から委嘱状の交付、グループ分け、自己紹介など
- ②将来の見通しから市にどんな影響が考えられる？
・良いこと(チャンス)、問題になりそうなこと。

キックオフ

7/9(土)
第2ステージ

～現行総合計画の進ちょく状況と課題を共有し、現状を知る～

- ①第5次焼津市総合計画に掲げた施策の進ちょく状況と課題を共有し、現状について知っておこう。
・市の担当課長から施策の進ちょく状況や課題について、説明を受け、意見や質問を投げかけよう。

7/31(日)
第3ステージ

～市の現状・課題(強み・弱み)の洗い出し～

- ①子どもたちの意見やアンケート調査結果を共有
- ②市の強み・弱みを洗い出そう。(将来の見通しから見えた影響との整合も考えながら・・・)
・強み(良いところ、好きなところ、誇れるところ)・弱み(もっと改善したら良くなる場所)

8/21(日)
第4ステージ

～強みを伸ばす・弱みを改善する取組方向を考える～

- ①市長や市内各団体のキーパーソンの思い、アンケート調査結果を共有
- ②強みを伸ばす・弱みを改善するための基本的取組を検討しよう。

基本構想(素案)づくり作業スケジュール

9/11(日)

第5ステージ

～焼津市のまちづくりの物語を作成しよう～

①これまで話し合った意見をもとに、こんなまちになったらいいなという「物語」を作成しよう。そして、物語からキーワードを抽出し、物語にタイトルをつけよう。

※これまで話し合った意見やアイデアによる「まちづくり」をしていくと(積み上げていくと)、こんな理想の姿になるんだよというイメージを持って「物語」を作成してみましょう。

ヤマ場

10/16(日)

最終ステージ

～将来都市像の素案を決定、基本理念の検討～

①グループごとに検討した素案の中から、投票制により素案を決定しよう。

・グループごと作成した「物語」から共通するキーワードを共有し、6つの案から3つの案に候補を絞り、最終的に1つの案としてまとめ、決定していきますが、まとめにあたっては、ふさわしいキーワードであるか、候補にならなかった案の中にも重要なことがないかなどの調整をしていきます。

②将来都市像を実現する上で、大切にしなければいけないことについて、話し合います。

延長あり

4 参考

行政計画の年表(歴史)

～終戦～(1945年(昭和20年))

○**地方自治法(1947年(昭和22年))** → **憲法第92条(地方自治の本旨・・)と同時に施行された法律**
 → **地方住民の政治参加の権利を保障、地方自治体の自主性・自立性を強化**

- ・国土総合開発法(1950年(昭和25年)) → 戦後の国土の発展ビジョン
- ・首都建設法(1950年(昭和25年)) → 首都建設計画

- ・町村合併促進法(1953年(昭和28年)) ※合併促進
 → 新町村建設計画(基本方針、病院、学校、警察、消防、道路などの整備) → 国予算分配
- ・新市町村促進法(1956年(昭和31年)) ※合併促進
 → 新市町村建設計画(基本方針、役場や学校などの統合、病院、保育所、公営住宅などの整備) → 国予算分配

●**地方自治法改正(1969年(昭和44年))** → 「**基本構想(総合計画)**」**策定の義務化(市町村経営の根幹)**

- ・地方分権一括法(2000年(平成12年)) → 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進

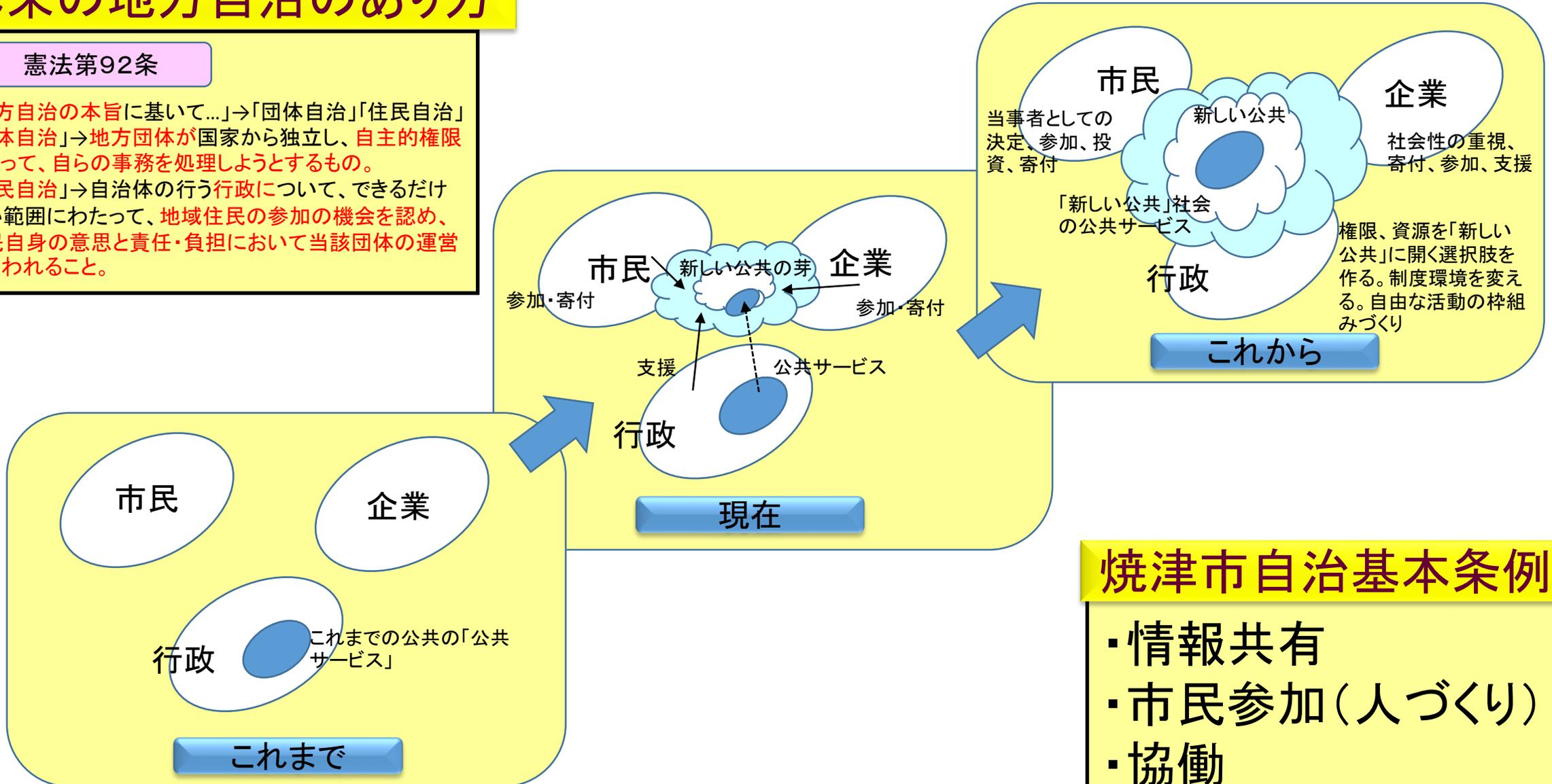
●**地方自治法改正(2011年(平成23年))** → 「**基本構想(総合計画)**」**策定の義務廃止(立法権の分権「地方政府」の確立)**

◎焼津市自治基本条例(平成26年10月1日施行) → 「**基本構想(総合計画)**」**策定の義務化**

本来の地方自治のあり方

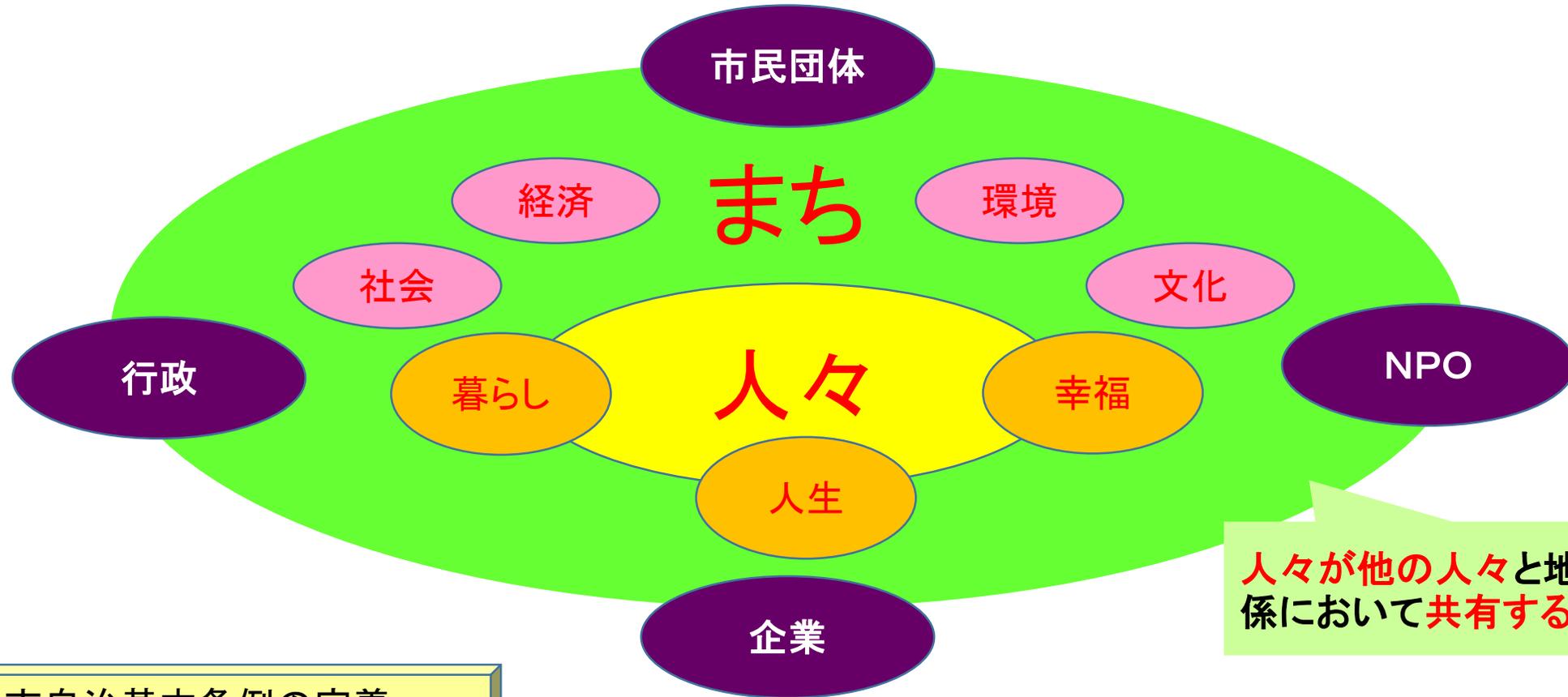
憲法第92条

「地方自治の本旨に基いて...」→「団体自治」「住民自治」
「団体自治」→地方団体が国家から独立し、自主的権限によって、自らの事務を処理しようとするもの。
「住民自治」→自治体の行う行政について、できるだけ広い範囲にわたって、地域住民の参加の機会を認め、住民自身の意思と責任・負担において当該団体の運営を行われること。



焼津市自治基本条例

- ・情報共有
- ・市民参加(人づくり)
- ・協働



人々が他の人々と地理的な関係において共有する部分

焼津市自治基本条例の定義

市民の暮らしにおける課題その他の地域社会の課題を解決し、まちの魅力及び活力を高めるための持続的な活動をいいます。



民間の経営理念や経営手法を積極的に取り入れながら、市民の視点に立った行政活動(市民満足度の向上)を展開すること。

経営

- ・人を活かし育てること。
- ・経営資源を活かし、成果を出すこと。
- ・意思決定の連続。
- ・不確実なものである。「選択と集中・スピード・勇気ある決断」
- ・顧客(市民等)の問題解決に役立つものを提供すること。
- ・自己実現欲求が満たされる組織環境(職場風土)を創ること。